

## 第7期 雲南市農業委員会第26回総会議事録

1. 日 時 令和4年8月18日（木） 13:30～14:22

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

5番 柳原 昌広 6番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者

局長 田部 公利 主査 白築 香 主幹 小林 弘典 主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第178号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第179号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第180号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について
- ・議第181号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第182号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第183号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第184号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第26回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、15番小田川清委員、16番吾郷正司委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長専決処分の報告について</li> <li>・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・ 農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・ 田畑転換届の受理について</li> <li>・ 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について</li> <li>・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 会議等の報告事項</li> <li>・ 会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第178号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第178号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。10ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は86㎡、権利の種類は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地が斜面にあり区画も悪く相当以前より耕作していなかったため、灌木類が繁茂し原野化してしまったということです。令和4年8月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は617㎡、権利</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地が谷の奥にあり、猪の被害により相当以前より耕作しておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまったということです。令和4年8月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然壊廃した農地で農地への復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第178号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第178号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第178号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第179号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第179号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。12ページをご覧ください。図面については8ページから掲載しています。</p> <p>番号1番、〇〇町〇〇地区で地目は畑1筆で関係者は1名、面積は168㎡です。令和4年8月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号2から10番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆、畑7筆で関係者は2名、合計面積は13,825㎡です。令和4年8月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号1から10番の各筆数は田2筆、畑8筆の合計10筆で、面積は田8,151㎡、畑5,842㎡の合計13,993㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然壊廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますので、ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第179号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第179号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第179号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第180号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書13ページ、議第180号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定についてを説明します。議案書14ページをご覧ください。資料は図面資料の11ページからです。 議案書14ページの別表2、空き家付き農地に係る下限面積、別段の面積の設定について、変更がありますのでご説明いたします。今回、空き家付き農地について、指定追加と指定解除の事案が発生したため、令和4年4月20日の総会でご審議いただき、告示した内容を農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき変更したいと考えております。まず、指定追加については、空き家付き農地の追加登録依頼が1件出ておりますので図面資料の14ページをご覧ください。一覧表のナンバー66の1筆について新たに追加します。指定追加に係る農地の状況については図面資料12ページ、13ページに掲載しております。次に指定解除については、図面資料14ページの一覧表のナンバー64と65の3筆については農地法3条の許可申請が出されたため登録から解除したいと思います。これにより、空き家付き農地は変更前の4物件7筆から3物件5筆に変更となります。なお、告示については変更後の下限面積、別段の面積の設定を承認いただいた後、速やかに行う予定としております。以上について、ご審議よろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局から説明しましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第180号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第180号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定については、提案のとおり決定をいたしました。
議 長	次に、議第181号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書15ページ、議第181号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明し

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ます。今月は1件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料は15ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は133㎡です。この農地は先程の議第180号で決定いただいた農地です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。申請事由は譲渡、譲受ともに空き家付き農地制度によるということです。農機具については耕運機を購入予定ということで、自家消費用の野菜を栽培されるということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、耕作や機械導入の計画等からみて全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
1 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
1 番	<p>1番です。この案件について、聞き取りを行っております。農地を取得したい動機は、家庭菜園をするためとのことで、現在の〇〇の住まいで家庭菜園を覚えたそうです。家庭で食べる野菜を栽培し、農機具は現在使用している物の範囲で行うそうです。場所がら鳥獣被害からの防御は必要であると伝えました。また、地域の活動へ参加し、交流にも努めるそうです。現在の住まいは〇〇ですが、〇〇出身であり、中山間地域で雲南市とよく似ていると言っておられました。以上ですが、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、議第181号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第181号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第181号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第182号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第182号農地法第4条の規定による許可申請について提出があった案件について説明をいたします。18ページをご覧ください。図面は、18ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は408㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は宅地進入路及び駐車場です。転用理由は宅地への進入路が狭いので拡張し、併せて来客用の駐車場として使用したいということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>不足により、平成12年頃から県道改良後、駐車場として利用してしまったとのことです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。以上報告いたしますので、ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
18番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
18番	<p>18番です。始末書が出されており、聞き取り調査もしておりますので併せて説明いたします。顛末書ですが申請地については農地法第4条、第5条の許可申請をするにあたり先代が平成12年県道改良工事に伴い駐車場として造成し利用してきました。本来の農地転用許可等の手続きを怠っておりました。今後は農地法他関係法令を遵守し、不祥事のないよう万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げますとした顛末書です。先ほど、説明がありましたように、図面の19ページ、20ページをご覧くださいますと様子がよく分かると思いますが、既に造成されております。申請されるに至った経緯は宅地への進入路が狭かったので拡張したいということであり、併せて、来客用駐車場としても使用したいということでございます。顛末書にもありましたが、使用を開始した時期は平成12年からであり、先代が造成されたということです。この場所を選定した理由は、家の進入路であり、自宅に近かったということです。以上、ご説明といたしましてご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>議第182号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第182号農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第182号農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第183号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ、議第183号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は8件の申請が出ております。議案書20ページをご覧ください。図面については22ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は26㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は宅地拡張で、転用理由は自宅に隣接しており利便性がよいため、宅地として利用したいとのことで</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>す。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は1,077㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的はリサイクルセンター用地で、転用理由は現在の事業用敷地が狭くなったため、申請地を譲り受けて拡大したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、申請地は耕作されていない状態だったため農地とは思わず未申請のまま平成7年よりリサイクルセンター用地として使用してしまったということです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番は議第182号でご審議いただいた農地法第4条の案件と関連する案件です。〇〇町〇〇の1筆、申請面積は25㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は自己所有地と合わせ、宅地進入路及び来客用駐車場を整備したいということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、平成12年の県道の道路改良工事に伴い未申請のまま駐車場として利用してしまったとのことです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は438㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は一般個人住宅で、居宅1棟118.41㎡を建築されます。転用目的は、現在の居宅は土砂崩れが起きやすい場所にあり危険なため、申請地に移転新築したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号5番は申請番号4番と関連の案件です。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は8.83㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は申請地を譲り受け、上水道管を敷設したいとのことです。現在のの上水道管は申請番号4番の申請地に敷設されていますが、今回の住宅建設計画のため申請地に上水道管を移転させることになったそうです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号4番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は47.10㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場で、転用理由は現在の駐車場は出入りが不便なため申請地に新しく駐車場を整備したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号4番と同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は74.66㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>駐車場で、転用理由は事業拡大により駐車場が不足しているため、申請地を譲り受け駐車場として利用したいとのことです。図面資料4 2ページのとおり申請地に隣接する宅地と合わせて利用されます。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区区分および許可条項は申請番号4番と同じです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は667㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は災害復旧工事のための現場事務所及び資材置場として利用したいとのことです。農用地区域内で、賃借料、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は申請番号1番と同じで、許可条項は農地法施行令第11条第1項に定める一時的な利用に供するためのものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものに該当する一時利用と判断しました。以上報告しますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
9 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
9 番	<p>9番です。2番の案件について補足説明をいたします。譲渡人、譲受人の双方から聞き取りを行いました。申請に至った経過として、譲受人は平成7年4月にリサイクルセンターを創業され、その際、コンクリート殻を上から落とすのに便利な谷手前側の申請地を当時譲受人が借りて事業を開始していたそうです。今回さらに手狭となったため、谷奥側の申請地を利用することとなり、農地のまま使用していたことが判明したようです。転用目的はリサイクル用地で、平成7年4月から譲受人が使用していたということです。面積は1,000㎡を超えますが、周囲に農地は無く、現地確認の上、問題はないと判断いたしました。譲渡人は農地ということは分かっていたが、農地法の認識はなかったということですのでございます。顛末書が出されておりますので読み上げます。リサイクルセンター用地について、平成7年4月に現在の用地を購入しました。また、当時の申請地は荒廃地であり農地の状況でありませんでした。申請地の1筆については平成7年3月に借地し、敷地造成工事を行った上で操業を始めました。その後、コンクリート殻の入荷が多くなり、手狭となったため申請地の1筆を利用するようになりました。耕作されず荒廃地の状況であり、地目の確認調査を怠り未申請のまま使用してしまいましたことに対してお詫び申し上げます。今後、農地につきましては十分に調査し、法令を遵守し事業を行うことを約束しますということですのでございます。以上よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明は有りませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>以上で、議第183号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第183号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>



発信者	議 事 録 要 旨
議 長	異議なしと認めます。よって、議第183号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第184号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書23ページ、議第184号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書24ページをご覧ください。今回は設定件数6件。内訳は〇〇町、〇〇町で各1件、〇〇町4件で、うち〇〇町の1件は、しまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸となります。借り受け戸数は6戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で14時20分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。 ・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに〇〇町よりお願いします。
7 番	はい、7番です。番号1番、〇〇町〇〇の件ですが、再設定であり問題ないと判断しましたのでよろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
9 番	はい、9番です。2番の案件ですが、新規でございます。設定する方は会社経営で大規模に農業を実施している方であり、設定を受ける方はその親族の方ですので問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
8 番	はい、8番です。番号3番について説明をいたします。対象地はこれまで法人が借りていたものを返還された農地となります。この度、新規で市外の方が借りられることとなりますが、市外で野菜作りをされている方でもありますのでよろしくお願い致します。
16 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
16 番	はい、16番です。番号4番と5番についてです。4番は再設定であり、受け手が認定農業者でございます。5番は新規であります。受け手は認定農業者の方でございます。いずれの案件も問題ないと判断しましたので、審議の程をよろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第184号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告すること

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第184号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:22終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_